



## 食品等の輸入通関における先行サンプル検査

### はじめに

食品等を輸入する場合には、輸入者が食品等の安全確保の観点から食品衛生法第 27 条に基づき、厚生労働大臣に届け出なければ販売又は営業上使用することはできません。対象となる食品等は、食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃが該当します。届出（食品等輸入届出書）は、各港や空港にある厚生労働省検疫所で受け付けており、食品衛生監視員が食品衛生法に適合しているかを審査し、判断する根拠として検査が必要な場合には検査が実施されます。検査の種類には、検査命令、モニタリング検査、自主検査があります。その内の自主検査は、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、定期的に行う検査であり、食品衛生法における規格基準への適合確認、食品添加物の使用状況の確認（対象外使用・過量使用・指定外添加物の使用などの確認）、病原微生物による汚染の有無、有害・有毒物質（アフラトキシン、シアン化合物、放射性物質、残留農薬など）の含有量などの検査を行います。

自主検査の手法については次の 3 種類があります。

- ① 登録検査機関が保税状態で蔵置中の貨物を一部抜き取って実施する検査
- ② 貨物が日本に到着する前に、登録検査機関で先行サンプルを用いて実施する検査
- ③ 事前に輸出国の公的検査機関（輸出国公的検査機関リストに掲載されている機関）でサンプルを用いて実施する検査

本稿では、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃに有効な自主検査の手法である上記②の先行サンプル検査について詳しくご紹介致します。

### 先行サンプルとは

いわゆる先行サンプルとは、貨物の輸入に先立ち、検査用として輸入した検体（サンプル）のことを言います。先行サンプルは販売又は営業上使用するものではないため、届け出の必要がありません。よって、厚生労働省ではこの先行サンプルで行った検査を「輸入届出を行わない食品等で実施した検査」と呼んでいます。

先行サンプル検査に有効な検体は、平成 21 年 8 月の通知<sup>1)</sup>により、製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封（税関等行政機関の検査による開封を除く。）のものとされています。

### 検疫所における先行サンプル検査結果の受入

先行サンプルで実施した検査結果については、平成 21 年 11 月の通知<sup>2)</sup>により、一定の要件（詳細は後述）を満たし、かつ品目登録を行った結果以外は検疫所で受け入れることができませんでした（JFRL ニュース Vol.3 No.17 Jun. 2010 参照）。しかし、平成 27 年 4 月に「輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果確認書」<sup>3)</sup>（以下「確認書」という。）と確認書に基づく検査結果通知書が食品等輸入届出に添付されている場合には、品目登録制度を用いた検査結果の取扱いと同様に受け入れる事ができるようになりました。

## 検査結果通知書の要件

先行サンプルで実施した検査結果通知書の要件は、品目登録制度を用いても用いなくても同じです。その要件は確認書に記載されています。

-----  
 (以下は確認書の項目をそのまま記載)

1 次の事項が記載等されていること。

- (1) 製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封（税関等行政機関の検査による開封を除く。）の検体を検査に供した旨
- (2) 当該検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名等
- (3) 原材料、材質等
- (4) 2 に掲げる書類が当該検体に係るものであることを確認した上で検査を実施した旨

器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについて

- (5) 当該検体の色彩や模様が確認できるカラー写真の添付

2 製造者等が作成した次の書類が添付されていること。

- (1) 当該検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名等及び当該検体が製造者等から登録検査機関に直接送付されたことを証するインボイス、船荷証券（B/L）等
- (2) 当該検体を特定するカタログ、写真等
- (3) 適用される規格基準が特定可能な原材料、材質及び製造方法（検体が加工食品の場合に限る。）を証する書類

器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについて

- (4) 当該検体が部品である場合は、製品との関連を示す展開図などの図面等

-----  
 上記の要件1は、ご依頼目的が先行サンプル検査であれば検査結果通知書に必ず記載されています。2は、輸入者が輸出国の製造者等（製造者、製造所、輸出者）に要請して、それらの書類を先行サンプルに同封する（インボイス以外は別送でも可）必要があります。

## 製造者等が作成する書類の注意事項

上記の要件2の書類を製造者等が作成するに当たり以下の注意事項があります。

- ① 輸出者が先行サンプルを送付する場合には、製造者又は製造所の社名等をインボイスに記載する必要があります。
- ② 製品の写真は必ずカラーで作成すること。食品添加物の場合の写真は、製品の外観（パッケージ）でも構いません。
- ③ JANコード（Japanese Article Number：世界共通の商品識別番号）が無い場合は記載不要ですが、商品を特定するために品番は原則必要です。
- ④ 書類間での品名、品番等は全て一致させることが重要です。
- ⑤ 製造者名及び住所、製造所及び住所は、貨物輸入時に届け出る食品等輸入届出書への記載と一致させることが重要です（省略した社名の記載や、工場とは別の事務所の住所を記載、

さらに、工場名ではなく工場の管理会社名を記載など、届出と違う場合が散見されます。

### 先行サンプル検査のメリット

先行サンプル検査は、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃに対して2つの大きなメリットがあります。

- ① 貨物を輸入する前に商品が食品衛生法に適合しているかの確認ができ、不適合の商品の輸入を防止できます。

表-1は、器具において保税中の貨物で行った検査（モニタリング検査及び自主検査）の食品衛生法違反件数と、弊財団にて試験した先行サンプルでの不適合件数を比較しています。先行サンプル検査により、多くの不適合品の輸入を未然に防ぐことができたと言えます。

表-1 器具における食品衛生法違反（不適合）件数の比較

	2015年度	2016年度
輸入食品監視統計の違反件数*	30件	49件
弊財団における先行サンプル検査の不適合件数	32件	31件

※：食品等輸入届出後に食品衛生法違反となった件数

- ② 食品等輸入届出書の記入に必要な情報が全て検査結果通知書及び添付書類（製造者等が作成した書類）に記載されています。情報が不足して輸入ができないということはありません。

### 先行サンプル検査対象外項目

先行サンプルでは取り扱えない検査項目があります。

検査命令項目、微生物関連項目（一般細菌数、大腸菌群、アフラトキシンなど）、販売用の貨物で検査するよう通知されている項目（サイクラミン酸など）、輸入の都度検査するよう通知されている項目（シアン化合物、遺伝子組換え、放射性物質など）です。

### おわりに

次ページに参考として食品等の輸入の流れをフローで表しました。

弊財団では、先行サンプル検査をサポート (<http://www.jfrrl.or.jp/item/import/index.html>) しております。是非ご相談ください。

### 参考資料

- 1) 平成21年（2009年）8月7日付け食安発0807第3号（「輸入食品等監視指導業務基準」の一部改正について）
- 2) 平成21年（2009年）11月11日付け食安輸発1111第1号「品目登録について」
- 3) 平成27年（2015年）4月22日付け事務連絡「輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果の取扱いについて」別紙「輸入届出を行わない食品等で実施した検査結果確認書」
- 4) 厚生労働省ホームページ：輸入食品監視業務

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)

## 食品等の輸入の流れ

